

NICE WEB申請システム 電子申請窓口追加のお知らせ

NICE WEB申請システムを利用した電子申請の申請先を、2024年1月10日のご申請分より変更（拡大）いたしました。これまでご利用頂いた事務所に加え、お近くの支所でも電子申請をお受け致しますので、より便利に、より身近になった電子申請をお試しください。

- 【適用となる業務種別】建築基準法（確認・検査）、適合証明（設計・現場）
【電子申請の申請先】全ての事務所・支所

本申請の種別（電子申請または紙申請）と申請先、手数料の支払い方法 <1/10更新>

Table with 4 columns: 業務種別, 本申請の種別 (NICE WEB上で選択), 申請先 (NICE WEB上で選択), 支払い方法. Rows include 建築基準法 (確認・検査), 適合証明 (設計・現場), 省エネ適合性判定, 住宅性能評価, 長期使用構造等確認, and other categories like 低炭素建築物技術的審査.

まちセンからのお知らせ

手数料改定のお知らせ

昨今の海外の情勢不安などに起因した一連の物価上昇の影響などにより、当センターでは、これまでの価格体系を維持していくことが非常に困難な状況となっており、2024年1月1日（月）付けで各申請手数料を改定させていただきましたので、お知らせいたします。

建築士サポートセンター 期間限定：2/26まで

国土交通省では、2025年改正法の円滑な施行に向け、申請図書の作成や申請手続きについて個別にサポートする体制を令和6年度から全都道府県において構築する予定です。令和5年度は、静岡県を含む8県において先行実施し、課題や留意点の整理を行うこととされており、当センターに「建築士サポートセンター」を開設いたしました。

時間外の電話アナウンス

当センターでは2023年11月より平日の夜間、休業日等の職員が不在時に頂いたお電話につきましては、音声ガイダンスにより、電話対応できない旨をご案内しております。

西部事務所の住所

浜松市の行政区再編に伴い、当センター西部事務所の住所も変更となります。（郵便番号、電話番号等の変更はありません）

<西部事務所>

- (旧) 浜松市中区元城町216番地の4 ノーススタービル浜松3階
(新) 浜松市中央区元城町216番地の4 ノーススタービル浜松3階

編集部より

今年の大河は紫式部ですね。大河はきちんと見たことがないのですが、好きな歴史上の人物なので今年は見てみたいです。ところでキャスティングで不思議だったことがあります。紫式部が主役の話なのに、安倍晴明のキャスティングに気合いが入っているような？



まちセンNEWSLETTER

2024 winter

vol. 19

まちセンに関する最新の話や法改正、申請時の注意点、設計・施工に関する技術的な情報などをお届けします。

2024年1月発行

主催 | 静岡県建築住宅まちづくりセンター / 共催 | 静岡県

建築基準法・建築物省エネ法 改正実務講習会

当センターでは、2025年に施行が予定されている建築基準法及び建築物省エネ法の大幅な改正について、一般的な法改正内容の解説に加え、合理的な申請のノウハウや注意点の説明を含む、実務者向け講習会を静岡県と共同で開催いたします。（甲府会場を除く）



講習会案内 (PDF)

- 【浜松】2024年2月9日（金）アクトシティ浜松
【沼津】2024年2月13日（火）プラサヴェルデ
【静岡】2024年2月15日（木）グランシップ
【甲府】2024年2月19日（月）アイメッセ山梨

- プログラム
・2025年改正法制度の概要
・建築基準法・建築物省エネ法に係る実務講習
・省エネ基準適合義務化に関する省エネ仕様基準の解説

浜松市行政区の再編に伴う対応について

【申請書の記入方法について】

- 旧区割り表記にて確認済証等の交付を受けた物件について、2024年1月1日以降に検査申請等される場合は、新区割り表記にて検査申請書等を記載ください。
旧区割り表記にて交付された許可証等（委任状、公図写し等を含む）についても、2024年1月1日以降の申請に添付することが可能です。
消防の管轄エリアが変更となります。（消防同意等の対応）

【まもりすまい保険の届出事業者様へ】

天竜区以外に本社を置く“まもりすまい保険をご利用の事業者様”は、事務所所在地の変更について、事業者変更届をご提出ください。書類はFAXでお送りください。申請書は住宅保証機構HPからダウンロードをお願いします。

住宅保証機構 検索

提出先 センター 西部事務所 FAX：053-459-2077

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第69号）

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、住宅・建築物の省エネ対策を強力に進めるために「脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律」が令和4年6月17日に公布されました。改正法においては建築物の販売・賃貸時における省エネ性能表示の強化、建築物再生可能エネルギー利用促進区域制度の創設、防火規制の合理化などに係る規定について公布の日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。※

今般、この2年以内施行分について、整備政令が令和5年9月13日に、整備省令が9月25日に公布され、令和6年4月1日に施行されます。

※原則全ての新築住宅・非住宅への省エネ基準適合の義務付け等のその他の改正については公布の日から3年を超えない範囲において政令で定める日から施行することとされており、今後施行に必要な政令等の整備が行われる予定です。

2年以内施行分（令和6年4月1日施行）

建築物省エネ法

● 建築物の販売・賃貸時のエネルギー消費性能表示制度（努力義務）

住宅・建築物の販売・賃貸する事業者に対して、販売等を行う建築物のエネルギー消費性能を表示することが努力義務化されます。また、告示に従った表示をしていない事業者は勧告等の対象となります。

● 建築物再生可能エネルギー利用促進区制度の創設（新設）

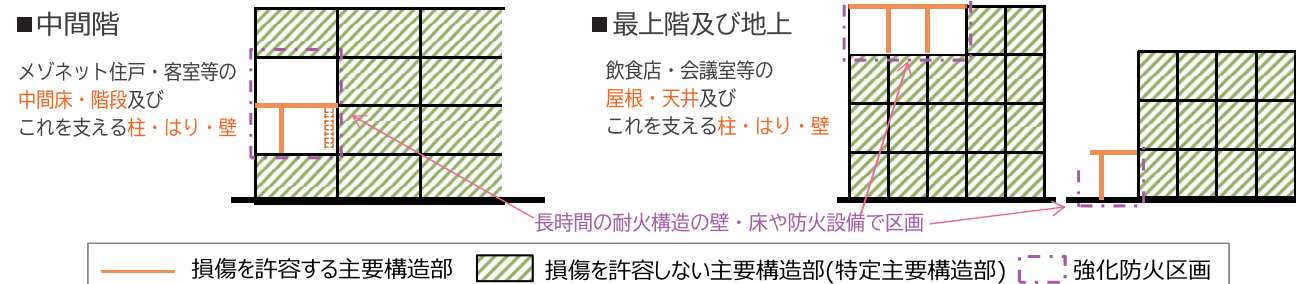
市町村が、建築物への再エネ利用設備の設置の促進を図ることが必要であると認められる区域について、促進計画を作成することができます。促進計画が作成・公表された区域内には、太陽光発電設備などの再生可能エネルギー利用設備の導入促進や建築基準法の形態規制（容積率、建蔽率や建築物の高さ等）の特例許可などが適用されます。

建築基準法

● 耐火建築物に係る主要構造部規制の合理化（法第2条、第21条、第27条等）

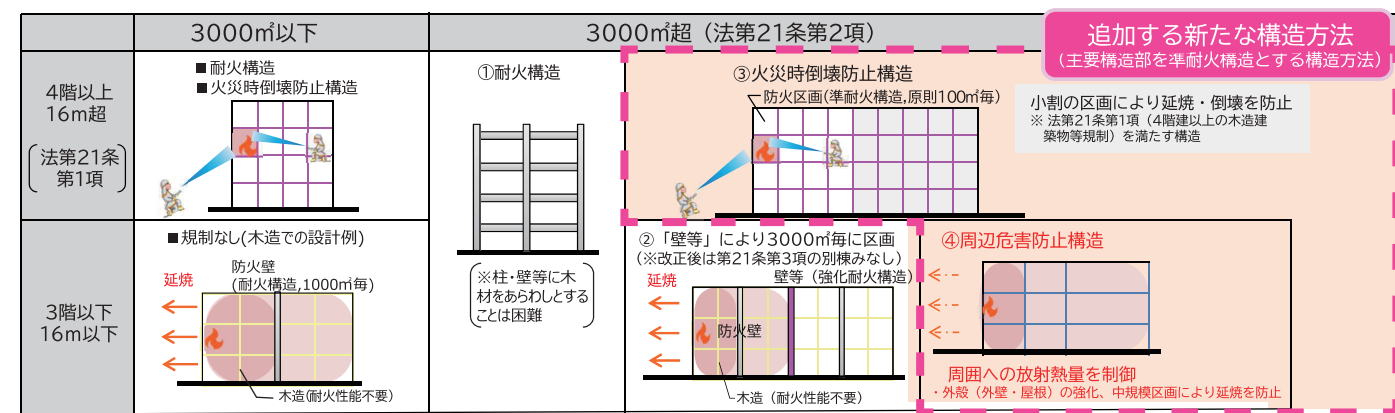
耐火建築物においても、火災時の損傷によって建築物全体への倒壊・延焼に影響がない主要構造部について、損傷を許容し、耐火構造等とすることを不要（あらわしの木造で設計可能）とします。

耐火構造等とすることを不要とする（火災時に損傷を許容する）主要構造部のイメージ



● 大規模木造建築物の主要構造部規制の合理化（法第21条第2項）

準耐火構造（あらわしの木造で設計可能）のみで3,000㎡超の大規模木造建築物等が可能な構造方法（火災時倒壊防止構造、周辺危害防止構造）を追加します。



● 防火規制に係る別棟みなし規定の創設（法第21条、第27条、第61条等）

延焼を遮断できる高い耐火性能の壁等（火熱遮断壁等）（法第21、27、61条）や防火壁（法第26条）で区画すれば、建築物の2以上の部分を防火規制の適用上別棟とみなすことを可能とします。（区画された部分ごとに規制を適用します。）

● 既存不適格建築物の増築等に係る規制の合理化（法第86条の7、令第137条～137条の15）

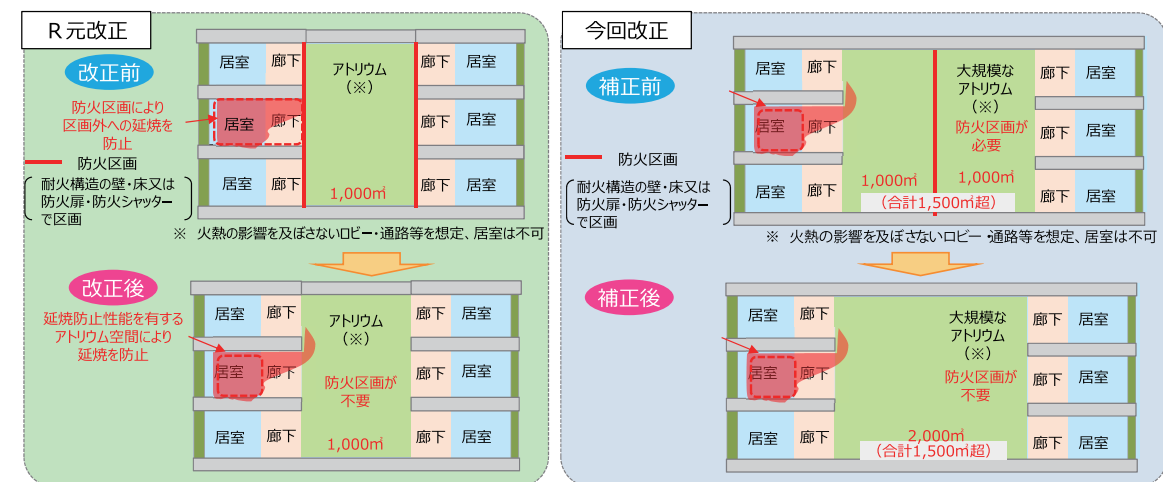
既存不適格建築物の増築等における既存適及を緩和する規定を大幅に拡充します。

● 避難時倒壊防止構造の合理化（令第110条第2号）

火災時倒壊防止構造（法第21条第1項）を法第27条第1項（避難時倒壊防止構造）に適合する構造として追加します。

● 吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画（面積区画）に係る規定の合理化（令第112条第1項ただし書、第3項）

吹抜き部分においても防火区画が不要となります。



● 建築基準法施行規則の改正により、確認申請書の一部が変更となります。

[参考URL] https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/r4kaisei_shoenehou_kijunhou.html

国土交通省
ホームページ



大規模非住宅建築物に係る省エネ基準引き上げについて

2024年4月以降に2,000㎡以上の非住宅建築物の新築・増改築工事に係る省エネ適判申請を行う場合、引上げ後の省エネ基準が適用されます。

<大規模非住宅建築物に係る引上げ後の省エネ基準>

用途	現行省エネ基準 [BEI]	引上げ後省エネ基準 [BEI]
工場等	1.0	0.75
事務所等、学校等、ホテル等、百貨店等	1.0	0.80
病院等、飲食店等、集会所等	1.0	0.85

注：2022年10月に非住宅建築物の誘導基準を以下のとおり引上げ。
事務所等、学校等、工場等：0.6 ホテル等、病院等、百貨店等、飲食店等、集会所等：0.7

※ 2024年4月1日以降に本受付となる物件は、上記の基準値が適用されますので、申請時期にご注意ください。
※ 複数建築物の基準値は面積按分によるため、WEBプログラム内で算出できるようプログラムを改修中です。（年明け以降更新予定）詳細は、国立研究開発法人建築研究所のHP（非住宅建築物に関する省エネルギー基準に準拠したプログラム）をご確認ください。

省エネ適合性判定業務について省エネ課からのお知らせとお願い

1. 省エネ適合性判定通知書の交付日について

省エネ適合性判定通知書の交付日は、建築確認申請との整合性を図るため、建築確認申請における消防同意後とさせていただきます。省エネ適合性判定の審査完了とは、時差が生じる場合がございますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

2. 省エネ適合性判定申請時の添付資料（設備機器仕様書等）についてお願い

省エネ適合性判定申請の添付図書として設備機器等の仕様書を添付いただくことで、審査が迅速に行うことができ、また、完了検査時の確認資料としても活用ができるメリットがありますので、ご協力をお願いいたします。



住宅ローン減税を受けるには、4種類いずれかの省エネ性能の証明書が必要です。

まちセンで「設計住宅性能評価」または「BELS評価」を受けることで、建築士自ら工事監理を行い「住宅省エネルギー性能証明書」を発行することも可能です。

2024年1月1日以降に建築確認を受けた新築住宅について、住宅ローン減税を受けるには省エネ基準に適合することが必須となりました。住宅の省エネ性能に応じて住宅ローン減税の借入限度額が異なり、住宅ローン減税の申請には省エネ基準以上適合の「証明書」が必要です。

住宅の省エネ性能等	証明書の種類
認定長期優良住宅	「長期優良住宅認定通知書」（従前と変更無し）
認定低炭素住宅	「低炭素住宅計画認定通知書」（従前と変更無し）
ZEH水準省エネ住宅	「建設住宅性能評価書」又は
省エネ基準適合住宅	「住宅省エネルギー性能証明書」※

※「住宅省エネルギー性能証明書」は、対象となる住宅の設計者・工事監理者である建築士が発行することができる証明書です。

設計者様の証明業務をまちセンがお手伝いします。

「住宅省エネルギー性能証明書」
詳しくは国土交通省 HP で

住宅ローン減税 検索

子育てエコホーム支援事業

令和6年3月下旬より子育てエコホーム支援事業の交付申請が予定されています。スケジュールや補助対象要件等の詳細につきましては国土交通省ホームページにて随時掲載されますので、お考えの際はご確認ください。右記窓口よりお問い合わせも可能です。

ナレーション付き動画も公開中（国土交通省）

子育てエコホーム支援事業
お問い合わせ窓口

電話番号：
0570-055-224
（通話料がかかります）

IP電話等のご利用の場合は
03-6625-2874

受付時間：
9:00～17:00（土、日、祝日を含む）



▼子育てエコホーム
支援事業 公式HP

